

全国ネット第4回総会を開催 条例実現・100自治体拡大へ

6月24日(日)大阪で、全国ネットワーク第4回総会が開催された。総会では、1年間で新たに5自治体(東京都目黒区、京都府向日市、大阪府堺市、大阪府箕面市、京都府宇治市)で無防備平和条例の実現の直接請求運動を行い、国立市・箕面市で市長の条例賛成意見書が出され、条例制定は可能ということを示した運動の総括と、条例を実現し100自治体へと運動を拡大していく方針が確認された。(別添参照)また、記念講演では、藤田久一関西大学教授から、19世紀から今日までの国際人道法の発展の過程と、教科書から沖繩の集団自決記述削除の問題まで、興味深いお話がされた。

各地からは、「基地の撤去」を掲げた宇治市の直接請求の報告、この秋取り組む札幌市、来年に予定している川崎市、尼崎市から決意が述べられた。

以下、記念講演ポイント報告。

イラク戦争で戦争する権利の問題。現代国際社会は国連憲章で戦争(武力による威嚇または行使)は禁止されている。国際秩序の基本原則である。イラク戦争はこれに反する。米国がイラクを攻撃しイラク戦争が始まった。その理由がフセインの大量破壊兵器保有だ。そういった理由で戦争ができるのか。自衛権行使ならば可能だったかもしれないが、しかし自衛権行使は米国が武力攻撃を受けた場合に反撃する権利。フセインは米国を攻撃していない。自衛権行使は成り立たない。

記念講演(藤田教授)より
自衛隊は国際人道法が適用される戦闘員

自衛隊がイラクに出て行った。イラク特措法の中で非戦闘地域であり国際人道法は適用されないとされているが、日本政府がそう言っているだけのこと。国際法はイラクの自衛隊の活動に適用される。自衛隊は戦闘員とみなされる。NGOで支援活動しているグル

ープが、イラクで武装勢力に捕まったとき、日本政府は自己責任として(保護を)放棄した。この問題は、国際人道法で考えていくべき問題として残されている。

記念講演(藤田教授)より
教科書から沖繩戦の集団自決強制記述削除はおかしい

教科書問題から、国際人道法の問題が浮かび上がってくる。削除する理由として、上官は強制しなかつたとしているが、そもそも戦場の中で軍が合図して軍の命令で行動が行われる、その中で、自決しろといつて手榴弾を渡すこと自体は、国際人道法に反するような意味をもたせることになる。手榴弾を渡すことは沖繩の住民を戦闘員に仕立て上げること。敵、米軍からみて手榴弾は戦闘員の要件。戦闘員資格は一定の条件がある。その中に武器を携行していることがある。だからこれは強制的に軍の構成員にしてしまっていることになる。軍が保護しているわけではない。その責任は、軍と言う組織から言えは上官にある。…自国民の被害者に対する戦後補償裁判での最高裁判決に「戦争による被害を受忍する義務がある」という見方があるが、違法な軍事行動であれば賠償責任は出てくる。…

記念講演(藤田教授)より
無防備地域宣言運動は軍事基地を避ける地域をつくることで、良いことである

無防備地域宣言は法的な議論はいろいろあるが、先ほどの沖繩の例から言うと、軍事基地、軍事状況から避けるような地帯をつくるというのは、運動レベルとして自治体が無防備地域宣言をする、条例をつくる、あるいは政府にそれを要請するということは良いことである。それは国際人道法上、違法な内容ではない。

記念講演(藤田教授)より
「存亡の危機に核兵器」というのは国際人道法の考えではない

自衛の存亡の時であれば核兵器を使わないというのはいえないうちの考え方は、これは国際人道法の考えではない。自衛であれば、何であれ核兵器の使用がいいのかということ。むしろ北朝鮮が核兵器を持たなければならぬ、国家存亡のとき核兵器を持つのは当然ということにならざるを得ない。